



兵庫労働局発表
令和元年8月29日

報道関係者 各位



[照会先]
健康課
課長 大森安成
衛生専門官 瀧井重富
TEL (078) 367-9153
FAX (078) 367-9166

令和元年度 全国労働衛生週間の実施について

(10月1日～10月7日)

[スローガン] 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で70回目を迎えます。
<別添1「第70回 全国労働衛生週間」>

兵庫労働局(局長 畑中啓良)では、全国労働衛生週間(10月1日から10月7日(準備期間:9月1日から9月30日まで))の期間中、次の取組を図ります。

○全国労働衛生週間(準備期間を含む)での主な取組

(1) 過重労働による健康障害防止対策<別添2>

働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する医師による面接指導等」が強化されました。長時間労働などによって、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等の確実な実施の徹底を図ります。

(2) メンタルヘルス対策<別添3>

メンタルヘルス不調者の未然防止や早期発見を行うためにストレスチェックを実施し、また、その結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組を推進します。

(3) 治療と仕事の両立支援対策<別添4>

労働人口の高齢化が進む中で、3人に1人が疾病を抱えながら働いている状況にあります。疾病を抱える人の多くが仕事を続けることを望んでいます。またその理由として、半数以上の人働くことを生きがいと回答しています。こうした状況を踏まえて、働き方改革実行計画に基づき、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を周知するほか、兵庫県地域両立支援チーム（兵庫県内の県医療関係所管部局、医療機関、労使団体、兵庫産業保健総合支援センターなどの関係機関により構成）で両立支援の取組を推進します。

(4) 「職場の健康診断実施強化月間」としての集中的取組<別添5>

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を徹底するため、集中的な指導を実施し、健康診断受診率の向上、健康診断実施後の有所見者についての医師からの意見聴取等の事後措置の徹底を図ります。

(5) 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての集中的取組<別添6>

兵庫労働局においては、「兵庫 第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成30年～令和4年）を策定し、粉じん障害防止対策の取組を推進していますが、これに加えて、対象事業場への集中的な指導や研修会の開催等を実施し、粉じん障害防止対策の一層の徹底を図ります。

(6) 令和元年度兵庫労働安全衛生大会の開催<別添7>

一般社団法人兵庫労働基準連合会並びに姫路労働基準協会が主催する同大会を後援し、労働災害防止と併せ、全国労働衛生週間・同準備期間に取り組むべき事項を中心とした労働衛生活動の積極的展開を呼びかけます。

日 時：令和元年10月3日（木）13：00～17：00

場 所：姫路市文化センター（姫路市西延末426-1）

同大会問い合わせ先：兵庫労働基準連合会 ☎078-231-6903

3 労働衛生週間（準備期間）に関連する主な周知・啓発活動（管内労働基準監督署の実施予定）<別添8>

4 労働衛生週間（準備期間）に関連する協力者への依頼
兵庫県下の各団体の長、兵庫県下の自治体の長

第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

(スローガン)

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- ・事業者または専任安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間(9月1日～30日)に実施する事項

- 重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください
- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ・労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - ・受動喫煙防止対策に関する事項
 - ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - ・その他の重点事項

準備期間に実施する事項(1.重点事項)(抜粋)

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法(平成31年4月1日施行)に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の直接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査報告を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の把握および改善 ③4つのメンタルヘルスカケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが舞塵、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保封材などの除去、封じ込めなどの徹底(貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を指示し、または求めることを含む。) ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、国民保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!新中症 クールワークキャンペーン」に基づく新中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持


2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援



産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、画策による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx>



産業保健総合支援センター



産業保健関係助成金



メンタルヘルス対策



メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisel12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話相談窓口を設置しているほか、職場環境支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過労対策



こころの耳



治療と仕事の両立支援



ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立



受動喫煙防止対策



職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・ 受動喫煙防止対策補助金
- ・ 受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・ たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し



職場 受動喫煙



化学物質管理



「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質



働き方改革



働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

- <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- ・ 企業の働き方改革の取組みを知りたい
 - ・ 制度、支援策を知りたい
 - ・ 企業の「ゆづ活」の取組事例を知りたい
 - ・ 仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

- <https://www.mhlw.go.jp/hatarakata/>
- ・ 働き方改革関連法とは？
 - （労働時間の上昇規制、年次有給休暇の時季指定など）
 - ・ 助成金のご案内



働き方改革



腰痛予防対策



陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会



6 産業医・産業保健機能の強化

産業医・産業保健機能の強化について

1 産業医の活動環境の整備

産業医の独立性・中立性の強化

(1) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識に基づいて誠実にその職務を行わなければなりません。

長時間労働者等の健康確保対策の強化

(2) 事業者は、産業医の助告を受けたときは、遅滞なく、助告の内容等を衛生委員会等に報告しなければなりません。

(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)

(3) 事業者は、産業医等による労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備等を講ずるように努めなければなりません。

産業医の業務内容等の周知

(4) 産業医等を選任した事業者は、その事業場における産業医等の業務の内容等(※1)を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知(※2)させなければなりません。(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場は義務、産業医の選任義務のない労働者の健康管理等を行う医師又は保健師を選任した50人未満の事業場は努力義務)

【※1】労働者に周知させなければならないもの

- ア その事業場における産業医の業務の具体的な内容
- イ 産業医に対する健康相談の申出の方法
- ウ 産業医による心身の状態に関する情報の取扱いの方法

【※2】労働者に周知させる方法

- ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること
- イ 冊子を労働者に交付すること
- ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

2 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等

労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供

(1) 産業医等を選任した事業者は、産業医等に対し、労働時間に関する情報等(※1)を提供(※2)しなければなりません。

(産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場は義務、産業医の選任義務のない労働者の健康管理等を行う医師又は保健師を選任した50人未満の事業場は努力義務)

【※1】産業医に対して提供する情報

ア 既に済んだ健康診断実施後の措置、長時間労働者に対する面接指導実施後の措置若しくは労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

イ 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

【※2】産業医に対する情報の提供方法

アに掲げる情報：健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、面接指導の結果についての医師からの意見聴取又は労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導の結果についての医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

イに掲げる情報：当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

ウに掲げる情報：産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。労働者の健康情報の適正な取扱いの確保

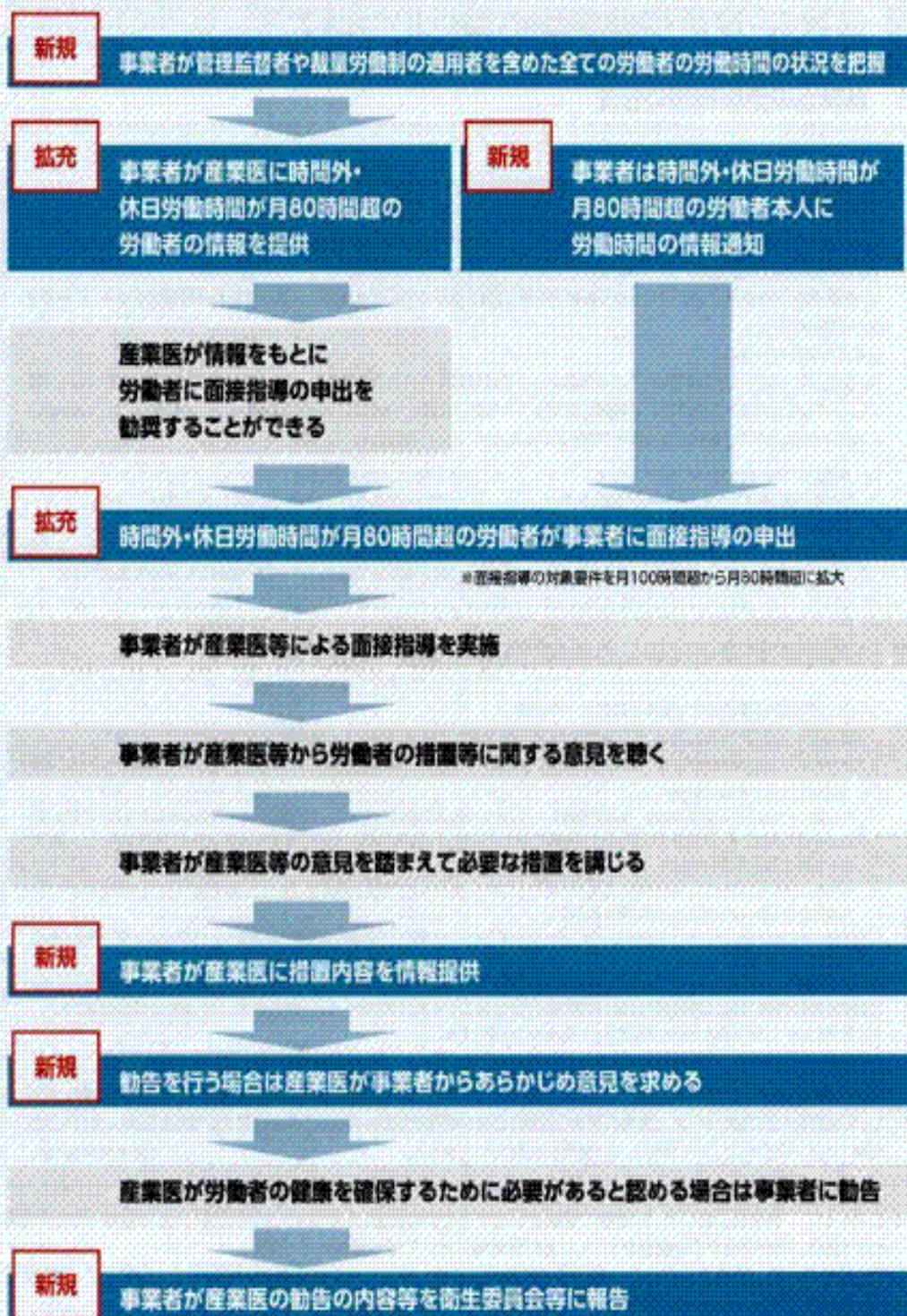
(2) 事業者は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければなりません。

※1・2は努力義務の改正

- 産業医とは：事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があります。
- 衛生委員会とは：事業場において、労働者の健康障害を防止するための事項等を調査審議する会議です。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務があります。

別添2 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する面接指導等の流れについて



別添2 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する面接指導等の実施について

①労働時間の状況の把握

- ☐長時間労働者に対する面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、管理監督者や就業労働制の適用者も含めた全ての労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

②時間外・休日労働時間の算定・申出の手続

1月の時間外・休日労働時間数=1月の総労働時間数-(計算期間1月間の総休日数/7)×40
1月の総労働時間数=労働時間数(所定労働時間数)+延長時間数(時間外労働時間数)+休日労働時間数

- ☐時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行います。
(例)賃金締切日とする。
- ☐事業者は、産業医に対し、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者の氏名及び当該超えた時間に関する情報を提供します。
- ☐事業者は、時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、労働時間に関する情報を通知します。
- ☐事業者は、時間外・休日労働時間が月80時間を超えない労働者についても、労働時間に関する情報について開示の求めがあれば、開示することが望まれます。
- ☐申出は書面や電子メール等の記録が残るものとし、まず(様式例参照)。

労働安全衛生法第68条の4の
面接指導に係る申出書

労働者 氏名 姓 名
所属 部署 課 長

申出期間(月) 年 月 日

申出理由(時間外・休日労働時間超過の状況)を記載し、その原因を明らかにし、必要に応じて、適切な事後措置を講ずることを要します。

1. 面接指導を受けようとする労働者
☐ 労働者本人
☐ 労働者の代表者

2. 面接指導を受ける期間
年 月 日 年 月 日

3. 面接指導を受けるための連絡先(住所・電話番号)

様式例

面接指導の申出期間・実施期間について(毎月10日メの場合)

例)5月10日期日の場合



③長時間労働者に対する面接指導等の実施

I 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

- 事業者** → ●申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
●時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。
- 労働者** → ●面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。
- 産業医** → ●労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

II 時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

- 事業者** → ●健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

別添2 過重労働による健康障害防止対策

④ 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
- 医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当です。
- 事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。
- 面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足りります。

⑤ 事後措置の実施の際に留意すべき事項

- 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施しなければなりません。
- 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携しつつ対応を図りましょう。
- 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないことに留意しましょう。

⑥ 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

- 事業場で定める基準の策定は、衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働に係る医学的知見を考慮し、以下の点に十分留意しましょう。
 - 時間外・休日労働が月80時間を超えた全ての労働者に面接指導を実施するよう基準の策定に努めましょう。
 - 時間外・休日労働が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を策定することが望まれます。
- 例1) 時間外・休日労働時間が月45時間を超える労働者で産業医が必要と認めた者には、面接指導を実施する。
- 例2) 時間外・休日労働時間が月45時間を超える労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受ける。

⑦ 長時間労働者に対する面接指導等の実施に当たって

- 月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、衛生委員会等で調査審議のうえ、以下のア～ツを図りましょう。調査審議の結果の際は、申出を行うことによる不利益取扱いの防止など、申出がしやすい環境となるよう配慮しましょう。
 - ア 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
 - イ 労働者に対し、申出方法等の周知徹底
- 面接指導を実施する医師は、産業医や産業医の要件を備えた医師等が望まれます。
- 面接指導の実施の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- 派遣労働者への面接指導は、派遣元事業者の実施義務が課せられます。
- 時間外・休日労働が月80時間超の労働者全員に対して面接指導を実施する場合は、事業者は対象者全員に面接指導の実施の通知等を行い、労働者が申込みを行ったことなどをもって申出を行ったものとみなします。

別添3 メンタルヘルス対策および労働者の健康確保対策

《第13次労働災害防止計画における目標》

仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上

《職場のメンタルヘルスの現状》

○平成30年中における全国の自殺者数は20,840人(平成29年21,321人)で、そのうち6,447人・30.9%(同年6,432人・30.2%)が勤労者であり、「勤務問題」を自殺の原因とする者が2,081人(同年1,991人)

○精神障害による労災認定件数は高い水準で推移 全国及び兵庫

平成28年度498件(兵庫:25件)から平成29年度506件(兵庫:22件)、平成30年度465件(兵庫:31件)

○メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は56.6%(平成28年労働安全衛生調査(実態調査))

《ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策の推進》

(事業場における基本的取組事項)

- ・衛生委員会での調査審議
- ・事業場内体制の整備
- ・教育研修の実施
- ・職場環境等の把握と改善
- ・不調者の早期発見・適切な対応
- ・職場復帰支援

(「労働者の心の健康の保持増進のための指針」
(平成27年公示第6号)に基づく取組の促進)

I 労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等

II 産業保健総合支援センター

- メンタルヘルス対策総合支援窓口
- ・事業者、産業保健担当者等からの相談対応
- ・個別事業場への訪問指導の実施
- ・職場の管理監督者等に対する教育研修の実施
- ・職場復帰支援プログラムの作成支援

III 地域産業保健センター

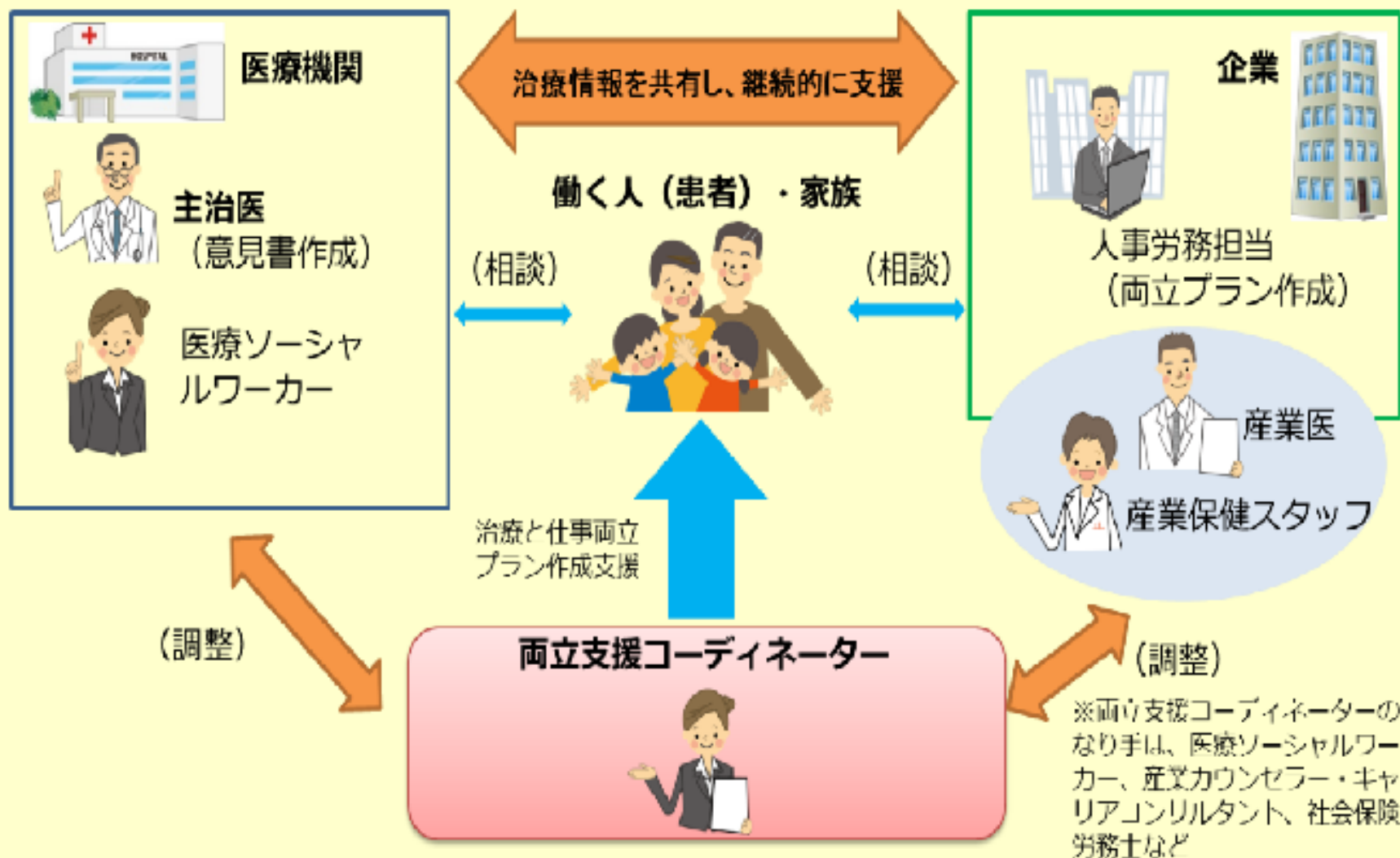
- ・メンタルヘルス不調についての相談
- ・メンタルヘルス対策促進員の事業場訪問支援
- ・ストレスチェック助成金等の各種助成金制度

IV 労災病院治療自立支援センター

- ・勤労者こころの電話相談

別添4 治療と仕事の両立支援

(病気の治療と両立に向けたトライアングル型支援のイメージ)



別添5 職場の健康診断実施強化月間

日本再興戦略

(平成25年6月14日閣議決定)

- ・テーマの一つとして「国民の『健康寿命』の延伸」
- ・疾病の予防・早期発見を図ることが重要
- ・健診受診率の向上が目標として掲げられている



職場の健康診断実施強化月間

(9月、労働衛生週間準備期間)

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施の再徹底のために集中的・重点的な指導等を実施

《労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等イメージ図》

○ 定期健康診断の確実な実施(法第66条第1項)



○ 定期健康診断結果に基づく事後措置等

○ 健康診断の結果、異常の所見のあった労働者について医師からの意見聴取(法第66条の4)



・事業者は、医師の意見を勘案して作業の転換、労働時間の短縮等就業上の措置(法第66条の5)

○ 医師又は保健師による保健指導の実施(法第66条の7) 努力義務

保健指導:日常生活での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査又は精密検査の受診の勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等

小規模事業場での実施率が低い

10人～29人⇒84.5%

30人～49人⇒95.7%

「平成22年労働安全衛生基本調査(厚生労働省)」

地域産業保健センターの利用勧奨

- 労働者50人未満の小規模事業場の方が対象 —
- ・県下10地域に地域産業保健センター
- ・小規模事業場の事業者や、そこで働く人を対象に産業保健サービスを無料で提供
 - ア 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
 - イ 長時間労働者に対する面接指導
 - ウ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
 - エ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

別添6 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画(平成30年度～平成34年度)

- 昭和56年以降、8次にわたる総合対策の取組により、新規有所見者は大幅に減少したが、依然として新規有所見労働者が発生
- 平成30年度を初年度とする「兵庫第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」により取組を推進
- 取組の重点事項
 - ① 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
 - ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ③ 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - ④ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
 - ⑤ じん肺健康診断の着実な実施
 - ⑥ 離職後の健康管理

「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月)

- ・団体等、事業場に対する「関係団体等、事業場における実施事項」の実施についての呼びかけ
- ・集中的な指導の実施及びセミナーの開催等周知啓発の実施

「関係団体等、事業場における実施事項」

重点事項	関係団体等	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・傘下事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、自主点検実施の援助 ・講習会、セミナーの開催 ・月間中のパトロール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の自主点検の実施 ・「粉じん対策の日」の設定 ・じん肺健診の実施 ・健康管理教育、特別教育の実施
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業	<ul style="list-style-type: none"> ・傘下の事業場に対する改正法令に基づく措置に関する周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係労働者に呼吸用保護具を使用させること及び粉じん作業であることの掲示 ・関係労働者に対する労働衛生教育
ずい道等建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知 ・「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ・特別教育の受講勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ・粉じん発生源に係る措置の実施 ・換気装置等による換気の実施等 ・粉じん濃度測定の実施 ・呼吸用保護具(電動ファン付呼吸用保護具等)の使用
呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・傘下事業場に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・電動ファン付き呼吸用保護具を活用すること ・とりわけじん肺有所見者(管理2又は管理3イ)である労働者については積極的に活用すること
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	<ul style="list-style-type: none"> ・傘下事業場に対し、屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置等による作業環境の改善 ・呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理
離職後の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手帳制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・じん肺有所見者への健康管理教育 ・離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知、ガイドブックの配付

防災用具等関係会社

(A B C順)

関係一学習社 神戸営業所	
理 由 先	T 078-0338 四石市大八坂町駅前2-6-8 NERビル1F ☎ (078) 667-0255
販 売 商 品	成人用床カバーマット
販 売 先	T 079-0226 兵庫県神戸市上郡町1593-2 ☎ 079-63-68380
販 売 商 品	床ずれ防止用器具・保護電工具及び各種建築物防止装置
販 売 先	T 078-0226 大阪府堺市東区西園寺2丁目14-14 新大阪プラザビル2F7号 ☎ (078) 6782-0061
販 売 商 品	防災検知器・防災無線機計・警告ガス・可燃性ガス検知警報器
興 隆 院 神戸営業所	
理 由 先	T 078-0404 神戸市兵庫区東本町8丁目5-24 ☎ (078) 511-0414
販 売 商 品	労働安全衛生防護品(作業用ヘルメット・防護服・防目具・呼吸器等)
マックス	
理 由 先	T 550-0014 大阪府豊区北郷江3-9-10 ☎ (05) 5110-0251
販 売 商 品	安全表示作経機等・マックスによる1学年の靴を入れる靴
ミドリ安全㈱ 神戸支社	
理 由 先	神戸支店 ☎ (078) 621-8861 甲子田支店 ☎ (078) 438-6303 8ノリ安全機材 ☎ (078) 235-3236
販 売 商 品	安全衛生防護具の総合センター、 北塚倉庫支店 ☎ (078) 542-8811
ミズノ㈱	
理 由 先	T 558-8810 大阪府住之江区南船場1丁目12-58 ☎ (06) 6513-8177
販 売 商 品	作業用ヘルメット等
株式会社	
理 由 先	T 078-0784 神戸市東灘区西町3丁目1-4 ☎ (078) 411-8855
販 売 商 品	労働安全衛生保護具全般・消防・防災・救助資機材販売
サトヤ㈱ 神戸営業所	
理 由 先	T 552-3882 神戸市東灘区三宮南2丁目1番地2 ☎ (078) 662-6131
販 売 商 品	コロロ台車等のヘルメット・シューズ・ヘルメット・手荷物自動機受
装置製作所 姫路営業所	
理 由 先	T 071-8264 徳島県美波町287番1 ☎ (079) 367-6788
販 売 商 品	ヘルメット等、電機ケーブル、各種ケーブル、各種安全器具、各種資機材等
新コスモス管理㈱	
理 由 先	T 532-0006 大阪府堺市東区二丁目5-4 ☎ (06) 6306-2111
販 売 商 品	防災ヘルメット、各種ヘルメット、各種資機材販売会社・警備機一式
装置製作所 神戸出張所	
理 由 先	T 078-0017 神戸市中央区新木町6-2-6 パークビル2F5号 ☎ (078) 521-0638
販 売 商 品	企業安全衛生保護具(保護帽・緊急停止用器具) 各種資機材等(安全用グッズ)

令和元年度 兵庫労働安全衛生大会



と き 令和元年10月3日(火)12:00開催

と ころ 姫路市文化センター
姫路市西延木125番地1

主 催 〔一社〕兵庫労働基準連合会
姫 路 労 働 基 準 連 合 会

後 援 兵 庫 労 働 基 準 監 督 局
姫 路 労 働 基 準 監 督 局
兵 庫 労 働 基 準 監 督 局
兵 庫 労 働 基 準 監 督 局
兵 庫 労 働 基 準 監 督 局
兵 庫 労 働 基 準 監 督 局

兵庫労働安全衛生大会プログラム (兵庫快速機械場・健康づくり推進大会併催)

13:00 大会宣言 大会実行委員長 赤澤良治

閉会挨拶 労務部長 15:50

大会実行委員長 遠古隆敏

(臨時労働基準委員会代表)

(神戸市)

開会挨拶
一般社団法人兵庫労働安全衛生協会
会長 大島 勉

祝辞
兵 庫 労 働 局 長 大 塚 幸 三
兵 庫 労 働 局 長 大 塚 幸 三
兵 庫 労 働 局 長 大 塚 幸 三

表彰式
一般社団法人兵庫労働安全衛生協会会長表彰

休 息 (10分)

アトラクション
「サックス四重奏」 ルアテ・サックスオン・カムフラット 14:20

体験演習・特別発表 14:20

- 1 「工作物質による感作障害防止と化学物質手袋の適切な選択・使用方法」
発案者 兵庫県労働安全衛生協会
神戸大学特産 佐藤康雄氏 講演者 佐藤 康 雄 氏
- 2 「姫港市文化コンベンションセンター修繕工事における安全衛生・環境に
関する活動について」
発表者 竹中・明崎・平塚特産建設工事共同組合
代表者 藤 原 貴 士 氏

特別発表 高砂ファイナンスクラブ

特別講演 15:25
演 題 「あなたの上司・同僚・部下は、どうして失敗してしまふのか？
一生きつらさを減らした人達」

主催者 姫路市 高砂病院 区商工振興会 清水 昌 雄

注：各日会場にて安全衛生関係品等の販売を行います。
また、安全衛生ポスターも販売します。ご利用願います。
(神戸に神戸各労働会館)

当日開催品目 安全衛生ポスター
アトラクション
13:00 開会式
13:10 祝辞
13:20 表彰式
13:30 体験演習・特別発表
14:20 休 息 (10分)
14:30 アトラクション
14:40 体験演習・特別発表
15:25 特別講演
15:50 閉会式



会場地図

別添8 令和元年度労働衛生週間(準備期間)に係る周知・啓発活動

	開催日	会議名・研修名等	主催者等	開催場所
1	9月3日	尼崎労働基準協会衛生講演会	尼崎労働基準協会	尼崎商工会議所会議室
2	9月3日	姫路労働基準協会衛生部会	姫路労働基準協会	姫路商工会議所
3	9月4日	神戸西労働基準協会食品分科会	神戸西労働基準協会	キンビール(株)神戸工場
4	9月5日	食品衛生講習会	姫路市食品衛生協会	姫路市市民会館
5	9月5日	小売業における労働災害防止に係る研修会	西宮労働基準監督署 西宮労働基準協会	西宮市立勤労会館
6	9月6日	地区協会理事会及びMS運動説明会	加古川労働基準監督署 加古川労働基準協会	加古川勤労会館
7	9月12日	交通労働災害防止及び荷役作業における安全対策研修会	神戸西労働基準監督署 神戸西労働基準協会	神戸西労働基準協会研修室
8	9月12日	西脇地区安全衛生大会	西脇労働基準協会	北はりま職業訓練センター
9	9月18日	兵庫県地域両立支援推進チーム会議	兵庫労働局	兵庫労働局会議室
10	9月18日	加古川労働基準協会安全衛生大会	加古川労働基準協会	高砂市文化保健センター
11	9月19日	労働衛生・健康推進大会	淡路労働基準監督署 淡路労働基準協会	市民交流センター
12	9月24日	神戸西労働基準協会常務理事・理事会	神戸西労働基準協会	神戸西労働基準協会研修室
13	9月27日	荷役災害防止に係る研修会	西宮労働基準監督署 西宮労働基準協会	西宮市立勤労会館
14	9月26日	粉じん障害防止対策に関する説明会	加古川労働基準監督署	加古川労働基準監督署